

こ成事第 370 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ成事第 548 号
令和 5 年 12 月 19 日
こ成事第 659 号
令和 6 年 9 月 2 日
こ成事第 787 号
令和 6 年 12 月 25 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市町村長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発	児童福祉施設	助産施設 乳児院	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、同法第 44 条の 3 第 1 項に基づく里親支援センターを含む。）、同法第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設、同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第 3 項に基づく子育て短期支援事業所、同条第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第 7 項に基づく一時預かり事業所、同条第 8 項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同法第 6 条の 3 第 16 項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、同条第 18 項に基づく妊産婦等生活援助事業所、同条第 20 項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第 10 条の 2 第 1 項に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条第 1 号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に基づく産後ケア事業を行う施設、平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設</p>	<p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>子育て短期支援事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>社会的養護自立支援拠点事業所</p> <p>妊産婦等生活援助事業所</p> <p>児童育成支援拠点事業所</p>	<p>母子生活支援施設</p> <p>児童厚生施設</p> <p>児童養護施設</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター</p> <p>里親支援センター</p>
--	---	---

(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	こども家庭センター		
	利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う施設		
	子育て支援のための拠点施設		
	その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所		

<p>規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 児童福祉施設</p>	<p>障害児入所施設 児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 児童発達支援センター</p>
<p>(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの</p>	<p>その他施設</p>		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<p>既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」と</p>

		<p>いう。)のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	令和5年8月22日こ成事第440号子ども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」により整備をすること。
	防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整備	令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」によ

	避難スペース整備	り整備すること。 令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--	----------	---

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） イ 児童相談所一時保護施設 ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項 児童福祉法第44条の3第1項（里親支援センター） 児童福祉法第12条の4 児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。） 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第6条の3第3項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第16項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
コ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第18項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
サ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	指定都市、中核市若しくは市町村
シ こども家庭センター	児童福祉法第10条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	指定都市、中核市若しくは市町村
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村

(2)その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村
----------	-------------------	-------------------

(2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）。

(3) 令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 437 号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 2 項又は第 3 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（（8）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第 4 項	児童福祉法第 34 条の 3

ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）
--	----------------------	---

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（7）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。） イ 児童自立生活援助事業所 ウ 子育て短期支援事業所 エ 地域子育て支援拠点事業所 オ 一時預かり事業所 カ 小規模住居型児童養育事業所 キ 利用者支援事業所 ク 社会的養護自立支援拠点事業所 ケ 妊産婦等生活援助事業所	児童福祉法第 35 条第 4 項 児童福祉法第 44 条の 3 第 1 項（里親支援センター） 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号 児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項 児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）

コ 児童育成支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第20項	
サ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第17条の2	
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注)「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項、社会的養護自立支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第16項、妊産婦等生活援助事業所にあつては同法第6条の3第18項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあつては同法第6条の3第3項、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、一時預かり事業所にあつては同法第6条の3第7項、児童育成支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第20項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法第59条第1号、母子保健法第17条の2に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置主体
-----------	--------	-------

児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人
---------------------	------------------	------------------------------

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 以下の i～iii の要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和 3 年 2 月 4 日付け子家発 0204 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業

i 概ね 10 年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

iii 概ね 10 年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-1 又は別表 1-2 で定める基準により算出した合計基礎

点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担

割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) (1)～(3)以外の場合

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する

単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)によ

り算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類の種類
① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合(以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。)	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。)	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設
③ 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)(以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。)	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設
④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される	児童福祉施設等(児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。) 障害児施設等

<p>事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設 (以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。)</p>	
<p>⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合 (以下「公害防止対策事業」という。)</p>	<p>障 害 児 施 設 等</p>

(交付金の概算払)

- 10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)
- ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- カ 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(1)のウ又は(2)のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

18 特別の事情により 8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表 1 - 4 のとおり

とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2-1及び2-2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点

数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された

離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

〈対象施設〉

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であつて、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（成事第435号令和5年8月22日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。

ケ 1拠点当たり交付基礎点数を採用する場合

別表2に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。

		<p>コ 公害防止対策事業として行う場合</p> <p>別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たり交付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 1 - 2

算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 3、別表 3、別表 4 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額を 2,000 (児童厚生施設 (令和 5 年 12 月 19 日こ成事第 568 号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。) については 3,000) で除して得た点数 (以下「実支出額を 2,000 (児童厚生施設については 3,000) で除して得た点数」という。) がこれに満たないときは、実支出額を 2,000 (児童厚生施設については 3,000) で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関 (都道府県又は市町村の建築課等) の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費 (7 に定める費用を除く。) 及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き (以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む (以下同じ。)</p>	別表 1 - 4 のとおり

<p>スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)</p>	<p>別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。</p>	<p>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>仮施設整備工事費</p>	<p>大規模修繕等については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

<p>応急仮設施 設整備</p>	<p>次のいずれか低い方の価格を基準に子ども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難しい特別の事情があるときは、子ども家庭庁長官が必要と認める点数とする。</p>	<p>障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ただし、次に定める費用は除く。</p> <p>(1) 交付要綱7(2)(3)に定める費用</p> <p>(2) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(6) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(7) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用</p>
----------------------	---	--

別表 1 - 3

算 定 基 準

(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表 1 - 4 のとおり

	<p>(1) 公的機関（都道府県 又は市町村の建築課 等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の 見積りを比較して、 低い方を見積り</p> <p>※ただし、見積り額につい て、300,000円未満の場合 は本事業の対象としない。</p>	
--	---	--

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の 8（1）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8（2）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/3 }

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ - }	{ 1/12 }	{ 1/4 }
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2/3	{ 1/12 }	{ - }	{ 1/4 }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の8（3）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1 / 2	{ 1 / 4 }	{ 1 / 4 }
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1 / 2	{ 1 / 2 }	{ - }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1 / 2	{ - }	{ 1 / 4 }	{ 1 / 4 }
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 2	{ 1 / 4 }	{ - }	{ 1 / 4 }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④交付要綱の8（4）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1/3	{ 1/3 }	{ 1/3 }
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1/3	{ 2/3 }	{ - }
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1/2	{ - }	{ 1/2 }
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1/2	{ 1/2 }	{ - }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/3	{ - }	{ 1/3 }	{ 1/3 }
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/3	{ 1/3 }	{ - }	{ 1/3 }
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1/2	{ - }	{ 1/4 }	{ 1/4 }
障害児施設等 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	1/4	-	1/4
児童厚生施設及び障害児施設等以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1/2	{ 1/4 }	{ - }	{ 1/4 }

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1 - 4

交付要綱の 9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院	2 / 3	[1 / 3]	[-]
市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[-]	[1 / 4]
都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[1 / 4]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	2 / 3	[-]	[1 / 12]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・乳児院	2 / 3	[1 / 12]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[-]	[1 / 8]	[1 / 8]

都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[1 / 8]	[-]	[1 / 8]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させる施設に限る。)	4 / 5	1 / 10	-	1 / 10

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・ 乳児院 ・ 児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・ 障害児入所施設	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・ 児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2 / 3	1 / 6	-	1 / 6

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
障害児施設等	5.5 / 10	2.5 / 10	-	1 / 5

別表 2

■交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	7,634
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
初度設備相当加算	1 人 当 たり	66
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	559
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	1,118
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	1,677
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
助産施設本体	1 人 当 たり	4,037
初度設備相当加算	1 人 当 たり	444
乳児院本体	1 人 当 たり	2,547
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	66
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	30
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	2,483
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	700
初度設備相当加算	1 人 当 たり	57
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	611
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	878
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	3,973
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	4,224
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	109
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	50
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	4,118
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,161
初度設備相当加算	1 人 当 たり	95
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	1,013
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	1,457
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	6,590

母子生活支援施設本体	1 世帯当たり	9,221
初度設備相当加算	1 世帯当たり	66
心理療法室整備加算	1 施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 世帯当たり	5,069
初度設備相当加算	1 世帯当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1 人当たり	878
母子家庭等子育て支援室整備加算	1 人当たり	1,260
初度設備相当加算	1 人当たり	17
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	16,935
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,589
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6㎡以上)	1 施設当たり	25,402
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	12,971
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,589
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	19,457
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
児童センター (336,6㎡以上)	1 施設当たり	25,512
初度設備相当加算	1 施設当たり	1,339
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	3,589
児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336,6㎡以上)	1 施設当たり	38,268
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,009
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	34,038
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,425
移動型児童館用車両	1 施設当たり	2,001

大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	51,058
初度設備相当加算	1施設当たり	3,637
移動型児童館用車両	1施設当たり	3,001
児童養護施設本体	1人当たり	3,897
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,050
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,426
初度設備相当加算	1人当たり	57
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	878
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	229
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973
児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	6,463
初度設備相当加算	1人当たり	109
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,033
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,303
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,365
初度設備相当加算	1人当たり	95
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,457
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	380
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,590
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,610
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,591
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,791
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973
通所部門整備加算	1人当たり	1,923
初度設備相当加算	1人当たり	54

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,476
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	6,444
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,685
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,973
通所部門整備加算	1人当たり	1,923
初度設備相当加算	1人当たり	54
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	12,558
里親支援センター本体	1施設当たり	12,558
職員養成施設本体	1人当たり	2,139
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,540
初度設備相当加算	1人当たり	66
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,056
初度設備相当加算	1人当たり	66
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,266
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,266
一時預かり事業所	1施設当たり	10,266
子育て短期支援事業所	1人当たり	5,540
初度設備相当加算	1人当たり	66
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	10,266
初度設備相当加算	1世帯当たり	57
居室等整備加算	1世帯当たり	5,069
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	10,266
初度設備相当加算	1世帯当たり	57
居室等整備加算	1世帯当たり	5,069
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	10,266
こども家庭センター	1施設当たり	10,266
利用者支援事業所	1施設当たり	10,266
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	5,069
初度設備相当加算	1世帯当たり	57
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1世帯当たり	6,759
初度設備相当加算	1世帯当たり	76

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。))については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■ 交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	78,643	
			標準	74,899	
		21人 ～ 40人	都市部	157,939	
			標準	150,419	
		41人 ～ 60人	都市部	263,314	
			標準	250,776	
		61人 ～ 80人	都市部	370,564	
			標準	352,919	
		81人 ～ 100人	都市部	476,836	
			標準	454,130	
		101人 ～ 120人	都市部	582,944	
			標準	555,185	
		121人以上	都市部	689,134	
			標準	656,319	
	訓練事業等整備加算			都市部	33,332
				標準	31,745
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	109,775
				標準	104,548
	短期入所整備加算			都市部	9,045
				標準	8,615
発達障害者支援センター整備加算			都市部	10,512	
			標準	10,012	
障害児相談支援整備加算			都市部	7,513	
			標準	7,156	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,003	
			標準	4,765	
小規模グループケア整備加算			都市部	16,135	
			標準	15,367	
避難スペース整備加算			都市部	29,012	
			標準	27,631	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	43,273	
			標準	41,213	
		21人 ～ 40人	都市部	87,119	
			標準	82,971	
		41人 ～ 60人	都市部	145,471	
			標準	138,544	
		61人 ～ 80人	都市部	204,393	
			標準	194,660	
		81人 ～ 100人	都市部	263,314	
			標準	250,776	
		101人 ～ 120人	都市部	321,503	
			標準	306,194	
		121人以上	都市部	380,588	
			標準	362,465	

	訓練事業等整備加算	都市部	33,331
		標準	31,744
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	109,775
		標準	104,548
	短期入所整備加算	都市部	9,046
		標準	8,615
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	10,512
		標準	10,012
	障害児相談支援整備加算	都市部	7,513
		標準	7,156
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,003
		標準	4,765
	避難スペース整備加算	都市部	29,012
		標準	27,631
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	21,677
		標準	20,645
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	7,513
		標準	7,156
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）		都市部	5,003
		標準	4,765
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部	29,012
		標準	27,631

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	6,056
初度設備相当加算	1人当たり	666
乳児院本体	1人当たり	3,396
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	88
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	3,311
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,580
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	934
初度設備相当加算	1人当たり	76
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	815
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,171
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,298
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13,832
初度設備相当加算	1世帯当たり	99
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,027
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	7,604
初度設備相当加算	1世帯当たり	85
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,318
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,891
初度設備相当加算	1人当たり	26

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算
定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一
人当たり）の交付基礎点数を適用する。
5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17
日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得ら
れた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準 104,836 99,844	
		21人 ～ 40人	都市部 標準 210,652 200,621	
		41人 ～ 60人	都市部 標準 351,086 334,368	
		61人 ～ 80人	都市部 標準 494,064 470,538	
		81人 ～ 100人	都市部 標準 635,770 605,496	
		101人 ～ 120人	都市部 標準 777,281 740,268	
		121人以上	都市部 標準 918,792 875,040	
	訓練事業等整備加算		都市部 標準 44,496 42,378	
	大規模生産設備等整備加算		都市部 標準 146,400 139,429	
	短期入所整備加算		都市部 標準 12,126 11,549	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準 14,082 13,412	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 標準 9,975 9,500	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 標準 6,669 6,352	
	小規模グループケア整備加算		都市部 標準 21,515 20,491	
	避難スペース整備加算		都市部 標準 38,628 36,789	
	障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部 標準 113,246 107,854
			21人 ～ 40人	都市部 標準 227,473 216,641
41人 ～ 60人			都市部 標準 379,251 361,192	
61人 ～ 80人			都市部 標準 533,574 508,166	
81人 ～ 100人			都市部 標準 686,624 653,928	
101人 ～ 120人			都市部 標準 839,479 799,504	
121人以上			都市部 標準 992,335 945,081	

訓練事業等整備加算	都市部	48,017
	標準	45,731
大規模訓練設備等整備加算	都市部	158,135
	標準	150,605
短期入所整備加算	都市部	13,104
	標準	12,480
障害児相談支援整備加算	都市部	10,757
	標準	10,245
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,207
	標準	6,864
小規模グループケア整備加算	都市部	23,176
	標準	22,073
避難スペース整備加算	都市部	41,758
	標準	39,770
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	28,848
	標準	27,475

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	3,396
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	88
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	3,311
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,580
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	934
初度設備相当加算	1人当たり	76
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	815
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,171
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,298
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,147
初度設備相当加算	1人当たり	88
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	7,455
心理療法室整備加算	1施設当たり	42,389
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,298
通所部門整備加算	1人当たり	2,564
初度設備相当加算	1人当たり	73

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	104,836
			標準	99,844
		21人 ～ 40人	都市部	210,652
			標準	200,621
		41人 ～ 60人	都市部	351,086
			標準	334,368
		61人 ～ 80人	都市部	494,064
			標準	470,538
		81人 ～ 100人	都市部	635,770
			標準	605,496
		101人 ～ 120人	都市部	777,281
			標準	740,268
		121人 以上	都市部	918,792
			標準	875,040
	訓練事業等整備加算		都市部	44,496
			標準	42,378
	大規模訓練設備等整備加算		都市部	146,400
			標準	139,429
	短期入所整備加算		都市部	12,126
			標準	11,549
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,082	
		標準	13,412	
障害児相談支援整備加算		都市部	9,975	
		標準	9,500	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,669	
		標準	6,352	
小規模グループケア整備加算		都市部	21,514	
		標準	20,490	
避難スペース整備加算		都市部	38,628	
		標準	36,789	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■ 交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	10,078
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
初度設備相当加算	1人当たり	87
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	738
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,476
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,214
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
助産施設本体	1人当たり	5,329
初度設備相当加算	1人当たり	586
乳児院本体	1人当たり	3,362
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	87
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	40
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	3,278
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	924
初度設備相当加算	1人当たり	75
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	807
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,172
初度設備相当加算	1世帯当たり	87
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	6,691
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	1,160
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,664
初度設備相当加算	1人当たり	23

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1 施設当たり	33,531
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	7,106
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1 施設当たり	25,683
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	7,106
児童センター (336.6㎡以上)	1 施設当たり	50,514
初度設備相当加算	1 施設当たり	2,653
放課後児童クラブ室設置加算	1 施設当たり	7,106
大型児童センター (500㎡以上)	1 施設当たり	67,396
初度設備相当加算	1 施設当たり	4,801
移動型児童館用車両	1 施設当たり	5,942
児童養護施設本体		
	1 人当たり	5,144
初度設備相当加算	1 人当たり	87
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,986
心理療法室整備加算	1 施設当たり	27,304
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1 人当たり	1,883
初度設備相当加算	1 人当たり	75
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人当たり	1,160
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1 人当たり	302
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245
児童心理治療施設本体		
	1 人当たり	6,086
初度設備相当加算	1 人当たり	87
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	7,380
心理療法室整備加算	1 施設当たり	41,965
親子生活訓練室整備加算	1 世帯当たり	5,245
通所部門整備加算	1 人当たり	2,538
初度設備相当加算	1 人当たり	72

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	7,229
初度設備相当加算	1人当たり	87
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	8,507
心理療法室整備加算	1施設当たり	27,304
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,245
通所部門整備加算	1人当たり	2,538
初度設備相当加算	1人当たり	72
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	7,313
初度設備相当加算	1人当たり	87
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,674
初度設備相当加算	1人当たり	87
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	13,551
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	13,551
一時預かり事業所	1施設当たり	13,551
子育て短期支援事業所	1人当たり	7,313
初度設備相当加算	1人当たり	87
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,582
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,582
初度設備相当加算	1世帯当たり	75
居室等整備加算	1世帯当たり	6,691
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	13,551
こども家庭センター	1施設当たり	12,582
利用者支援事業所	1施設当たり	13,551
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	6,691
初度設備相当加算	1施設当たり	75

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	209,690
			標準	199,705
		41人～60人	都市部	349,294
			標準	332,661
		61人～80人	都市部	491,424
			標準	468,023
		81人～100人	都市部	632,250
			標準	602,143
		101人～120人	都市部	773,238
			標準	736,418
		121人以上	都市部	913,902
			標準	870,383
	訓練事業等整備加算		都市部	44,170
			標準	42,067
短期入所整備加算		都市部	10,023	
		標準	9,546	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853	
		標準	13,194	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	116,132
			標準	110,602
		41人～60人	都市部	193,391
			標準	184,182
		61人～80人	都市部	271,790
			標準	258,848
		81人～100人	都市部	350,353
			標準	333,670
		101人～120人	都市部	427,775
			標準	407,405
		121人以上	都市部	506,174
			標準	482,071
	訓練事業等整備加算		都市部	44,090
			標準	41,990
短期入所整備加算		都市部	12,061	
		標準	11,487	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853	
		標準	13,194	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	86,480	
			標準	82,362	
		21人 ~ 40人	都市部	173,801	
			標準	165,525	
		41人 ~ 60人	都市部	289,697	
			標準	275,902	
		61人 ~ 80人	都市部	407,610	
			標準	388,200	
	81人 ~ 100人	都市部	524,513		
		標準	499,537		
	101人 ~ 120人	都市部	641,250		
		標準	610,715		
	121人 以上	都市部	758,070		
		標準	721,972		
	訓練事業等整備加算			都市部	36,642
				標準	34,898
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	120,769
				標準	115,019
	短期入所整備加算			都市部	10,000
				標準	9,524
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,597	
			標準	11,045	
障害児相談支援整備加算			都市部	8,269	
			標準	7,876	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,504	
			標準	5,242	
小規模グループケア整備加算			都市部	17,732	
			標準	16,888	
避難スペース整備加算			都市部	31,935	
			標準	30,415	

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	47,568
			標準	45,303
		21人 ~ 40人	都市部	95,809
			標準	91,247
		41人 ~ 60人	都市部	160,017
			標準	152,398
		61人 ~ 80人	都市部	224,815
			標準	214,110
		81人 ~ 100人	都市部	289,697
			標準	275,902
		101人 ~ 120人	都市部	353,653
			標準	336,813
		121人 以上	都市部	418,619
			標準	398,685
	訓練事業等整備加算	都市部	36,642	
		標準	34,898	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	120,769	
		標準	115,019	
	短期入所整備加算	都市部	10,000	
		標準	9,524	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,597		
	標準	11,045		
障害児相談支援整備加算	都市部	8,269		
	標準	7,876		
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,504		
	標準	5,242		
避難スペース整備加算	都市部	31,935		
	標準	30,415		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖 縄 振 興 計 画 基 礎 点	地 震 策 略 緊 急 計 画 基 礎 点	津 波 避 難 策 画 基 礎 点	交 付 要 綱 8 (1) に 該 当 する 事 業 の 場 合	交 付 要 綱 8 (2) に 該 当 する 事 業 の 場 合	公 害 防 止 対 策 事 業 と して 行 う 場 合	交 付 要 綱 8 (3) に 該 当 する 事 業 の 場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	129	-	-	170	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	209	313	-	276	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	121	162	162	160	162	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	446	669	-	589	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	889	-	-	1,762	-	-	-	1,334
児童センター	1施設当たり	1,340	-	-	2,653	-	-	-	2,010
大型児童センター	1施設当たり	1,791	-	-	3,546	-	-	-	2,687
児童養護施設	1人当たり	188	-	-	249	251	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	216	-	289	286	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	272	-	-	359	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	635	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	114	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	476	-	-	629	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	424	-	-	560	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	581	-	-	768	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	446	-	-	589	-	595	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,391	19,093 16,765	12,573	12,496	-	-	10,325	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	9,860	20,047 17,603	13,201	13,120	-	-	10,841	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,719	16,765	6,286	6,054	-	-	5,186	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	4,954	17,603	6,600	6,356	-	-	5,445	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
 4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計事業 に基づいて行う 場合	地震対策緊急 計画、地震防 災五箇年計画 に基づく事業 の場合	津波緊急避難 対策に基づく 事業の場合	交付要綱8 (1)に該当 する事業の場 合	交付要綱8 (2)に該当 する事業の場 合	公害防止対策 事業として行 う場合	交付要綱8 (3)に該当 する事業の場 合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	234	-	-	309	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	393	590	-	519	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	217	326	290	287	290	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	813	1,220	-	1,074	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,334	-	-	2,643	-	-	-	2,164
児童センター	1施設当たり	2,011	-	-	3,982	-	-	-	3,261
大型児童センター	1施設当たり	2,686	-	-	5,318	-	-	-	4,355
児童養護施設	1人当たり	338	-	-	447	451	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	410	-	546	541	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	482	-	-	637	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,134	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	210	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,771	-	-	2,338	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,995	-	-	2,634	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,036	-	-	1,368	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	813	-	-	1,074	-	1,085	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	17,230	24,774 22,912	22,912	22,819	-	-	18,889	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	18,091	26,012 24,057	24,057	23,959	-	-	19,833	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	8,227	10,990	10,990	10,866	-	-	9,044	-
障害児施設（障害児入所施設を除く） （都市部）	1施設当たり	8,638	11,539	11,539	11,409	-	-	9,496	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下四捨五入）
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	40,873	-
児童心理治療施設	-	54,502

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	15,832	21,105
初度設備相当加算	861	2,250
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	7,145	/

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	21,105	14,074
初度設備相当加算	3,757	2,502

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	11
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,031
	障害児入所施設	16
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,398
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	32
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,398
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	7
児童厚生施設	5	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)	
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,295
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	170
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	254
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	388
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	201
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	301

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)	131

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画、地震防災緊急計画、緊急事業に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	10,151	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6,737	-	-	13,341	-	-	10,925
児童育成支援拠点事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	9,782	-	-	12,912	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
一時預かり事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
こども家庭センター	9,782	-	-	12,912	-	-	-
利用者支援事業所	9,782	-	-	12,912	-	-	-
乳児院	-	13,535	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	15,227	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	13,535	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	13,399	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	13,535	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	13,535	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9,857	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>こども家庭庁長官が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表1-4のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 4

算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	<p>余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数とする。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>	別表 1 - 4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>	別表1-4のとおり

		<p>ウ 一部改築 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>		
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	8,684
助産施設本体	1 人 当 たり	5,693
乳児院本体	1 人 当 たり	4,674
母子生活支援施設本体	1 世帯当 たり	14,265
児童養護施設本体	1 人 当 たり	5,846
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	7,553
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,611
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	8,279
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,611

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	8,540
乳児院本体	1 人 当 たり	6,232
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	21,398

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	6,232
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	11,038
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,481

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

耐震化等整備事業

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	209,772
			標準	199,783
		41人 ～ 60人	都市部	349,374
			標準	332,738
		61人 ～ 80人	都市部	491,505
			標準	468,100
		81人 ～ 100人	都市部	632,250
			標準	602,143
		101人 ～ 120人	都市部	773,320
			標準	736,496
		121人 ～	都市部	913,984
			標準	870,461
	訓練事業等整備加算		都市部	44,252
			標準	42,145
	短期入所整備加算		都市部	10,023
			標準	9,546
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,853	
		標準	13,194	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	279,695
			標準	266,377
		41人 ~ 60人	都市部	465,898
			標準	443,713
		61人 ~ 80人	都市部	655,330
			標準	624,124
		81人 ~ 100人	都市部	842,999
			標準	802,857
		101人 ~ 120人	都市部	1,031,159
			標準	982,057
		121人 以上	都市部	1,218,634
			標準	1,160,604
	訓練事業等整備加算	都市部	59,067	
		標準	56,255	
短期入所整備加算	都市部	13,299		
	標準	12,666		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	18,483		
	標準	17,603		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	279,695		
			標準	266,377		
		41人 ～ 60人	都市部	465,898		
			標準	443,713		
		61人 ～ 80人	都市部	655,330		
			標準	624,124		
		81人 ～ 100人	都市部	842,999		
			標準	802,857		
		101人 ～ 120人	都市部	1,031,159		
			標準	982,057		
		121人 ～	都市部	1,218,634		
			標準	1,160,604		
		訓練事業等整備加算			都市部	59,067
					標準	56,255
短期入所整備加算			都市部	13,299		
			標準	12,666		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	18,483		
			標準	17,603		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(成事第432号令和5年8月22日)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	230,698
			標準	219,713
		41人 ~ 60人	都市部	384,329
			標準	366,028
		61人 ~ 80人	都市部	540,650
			標準	514,905
		81人 ~ 100人	都市部	695,542
			標準	662,421
		101人 ~ 120人	都市部	850,685
			標準	810,177
		121人 以上	都市部	1,005,409
			標準	957,533
	訓練事業等整備加算	都市部	48,744	
		標準	46,423	
	短期入所整備加算	都市部	11,009	
		標準	10,485	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,211		
	標準	14,487		

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	169	-	-	-
助産施設	1人当たり	277	416	-	-
乳児院	1人当たり	163	217	217	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	593	890	-	-
児童養護施設	1人当たり	248	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	285	-	380	-
児童自立支援施設	1人当たり	355	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	12,573	19,093	16,765	13,767
			16,765		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	13,201	20,047	17,603	14,455
			17,603		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	304	-	-	-
助産施設	1人当たり	514	771	-	-
乳児院	1人当たり	285	380	380	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,073	1,610	-	-
児童養護施設	1人当たり	449	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	534	-	713	-
児童自立支援施設	1人当たり	638	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	22,896	34,927	30,549	25,213
			30,549		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	24,040	36,673	32,076	26,473
			32,076		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。